

事業名	内容	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	その他の事項
病床機能 転換推進 事業	地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域で不足していると推計されている回復期病床及び高度急性期病床に転換するための病床整備への支援	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく県内の病院及び有床診療所(兵庫県地域医療構想の必要病床数の推計において、令和7年(2025年)に過剰とされる医療機能に属する病床が二次保健医療圏に所在するものに限る。)の開設者であって、別記3に掲げる病床機能転換に資する事業を実施する者	病床機能の転換に係る病棟整備に要する工事費又は工事請負費、医療機器購入費(新增改築については除却費用も補助対象に含む。) ※病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等) ただし、次に掲げる費用を除く。 (1)土地の取得又は整地に要する費用 (2)門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 (3)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4)既存建物の買収に要する費用 (5)その他整備費として適当と認められない費用	【建物整備】 機能転換の対象となる法人等(医療機関)における病床数について、転換(整備前の急性期病床又は慢性期病床を減じ、それを同数又は下回る数の回復期機能及び高度急性期機能病床に機能変更)後の病床数に次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新增改築 従前の建物を取り壊して、あらためて建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しする場合、及び従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ぶ内部改修を行う場合等 転換する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ばない内部改修を行う場合等 転換する病床1床あたり3,965千円 3 改装(回復期機能病床への転換する場合のみ) 既存の病院等(病棟)の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装によって病床の機能転換を行う場合 転換する病床1床あたり200千円 ※1医療機関あたりの補助対象病床数は50床以内 【医療機器整備】 4 医療機器 (1)回復期病床への転換 回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 1医療機関あたり 10,800千円 (2)高度急性期病床への転換 高度急性期病床の整備に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 1医療機関あたり 22,000千円 ※備品及び医療機器については1品当たりの単価が100千円以上のものであって、転換後の施設において使用するものに限る。 【その他留意事項】 ・3「改装」は、1「新增改築」、2「改修」と併用することはできない。 ・4「医療機器」は、上記の1「新增改築」、2「改修」、3「改装」を伴わないが、病床機能転換し、その病床機能に即した医療機器の整備事業であれば、単独での実施も可能 ・上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	1 補助事業者が、補助金申請しようとする整備計画は予め整備する施設が所在する二次保健医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(例:鉄筋コンクリート造の病院は39年)を経過するまで、保管しておかなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、3の規定で定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行ってはならない。また、本事業により整備する施設設備及び機器は、3の規定の期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した整備等を実施することができない。 5 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12付け医政発0912第5号)の各事項を遵守すること。

医療機関再編統合等支援事業	地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の推進に資する複数医療機関の統廃合や同一の病床機能の集約化等に係る病床整備について支援	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく県内の病院及び有床診療所の開設者 (医療機関の統廃合又は病床機能の集約化前の許可病床のうち休棟中を除いた病床数に対して、総病床数の減少を伴う整備を行う者に限る)	医療機関の統廃合や同一病床機能の集約化に係る病棟整備に要する工事費又は工事請負費。また、医療機関の統廃合に伴い、病床機能の転換が生じる場合は、医療機器購入費 (既存建物の除却費用も含む) ※病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、付属設備等) ただし、次に掲げる費用を除く。 (1)土地の取得又は整地に要する費用 (2)門、柵、塀及び通路敷設に要する費用 (3)設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4)既存建物の買収に要する費用 (5)その他整備費として適当と認められない費用	【建物整備】 医療機関の統廃合や同一病床機能の集約化等に伴い新たに整備する病棟の病床数に、次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。 なお、複数年にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」の範囲内で知事が必要と認めた額とする。 1 新増改築 新たに建築する場合、又は病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建増しする場合、及び従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ぶ内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり9,000千円 2 改修 従前の建物の躯体(建築物の構造体となるもの)工事に及ばない内部改修を行う場合等 整備する病床1床あたり3,965千円 3 改装 既存の病院等(病棟)の構造変更を伴わず、内装や什器備品等の設置や配置換えなど、改装による整備を行う場合 整備する病床1床あたり200千円 【医療機器整備】 統廃合等に伴い、病床機能の転換が生じる場合 (1)回復期病床への転換 1医療機関あたり 10,800千円 ※回復期リハビリテーションの実施に必要な医療機器及び器具 (2)高度急性期病床への転換 1医療機関あたり 22,000千円 ※高度急性期病床の体制実施に常時備えておくことが必要な器具、及び高度専門医療の提供に必要な医療機器 【その他留意事項】 上記の規定にかかわらず、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金等国の補助対象事業となる救命救急センター、小児・周産期医療施設等の施設・設備、医療機器の整備事業は、補助対象から除く	1 補助事業者が、補助金申請しようとする整備計画は予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 本事業に関する証拠書類は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(例:鉄筋コンクリート造の病院は39年)を経過するまで、保管しておかなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、3の規定で定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けなくてこの補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊を行ってはならない。また、本事業により整備する施設設備及び機器は、3の規定の期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した整備等を実施することができない。 5 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号)の各事項を遵守すること。
病床規模適正化整備支援事業	地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域において過剰であると推計されている急性期病床又は慢性期病床を含み、一般病床又は療養病床を削減するための取組への支援	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく県内の病院及び有床診療所の開設者 (過剰病床機能(急性期・慢性期)を含む許可病床のうち休棟中を除いた病床数10%以上削減する取組を行う者に限る。ただし地域で不足する診療機能の病床の削減は認めない) ※病床削減後も存続する病院等に限る	病床削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却等)に係る損失であって、財務諸表上の特別損失に計上され、かつ、次に掲げる要件を満たすもの (1)兵庫県地域医療構想の公示の日前に取得した施設、又は設備の処分に係るものであること。 (2)「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」又は「固定資産売却損」のいずれかの勘定科目に該当するものであること。 (3)関係事業者(医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6第1項第1号で定める特殊の関係がある者をいう。)への売却については、複数の不動産鑑定士又は専門事業者の鑑定によって大幅な乖離がないと認められる場合(売却後において購入者が使用しない場合及び売却者が継続使用する場合を除く。)に限る	【建物や不要となる医療機器の処分】 削減する病床1床あたり849千円	1 補助事業者が、補助金申請しようとする事業計画については、予め施設が所在する二次保健医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。 2 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。 3 その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号)の各事項を遵守すること。